

全国消団連は今年で50周年!—9月7日「記念シンポジウム」開催

消費者ネットワーク

2006年9月1日

第111号

全国消費者団体連絡会
発行責任者 神田敏子

TEL : 03-5216-6024

FAX : 03-5216-6036



消団連とこのごろ



日本の食品安全行政が大きく変わり、調度3年が経過した。この間の改善点や問題点を総合的に振り返り、分析・検証しなければならない時期に来ている。リスク評価機関とリスク管理機関の役割分担と協力関係、諮問のあり方とリスク評価の出し方、透明性確保の問題やリスクコミュニケーションのあり方など、いくつかの問題点が浮き彫りになっている。

そんな折、日本の改革に大きな影響を与えたEUの食品安全政策が重要な節目を迎えている。「食品の安全」は、EUの最重要課題の一つとして2,000年以降諸施策が強化されてきた。2002年には欧州食品安全機関（EFSA）を新設し、食品の安全に関する科学的評価や助言、あらゆるレベルにおける専門家や意思決定者との交流、そして一般消費者・市民に対する情報提供等を行って来ている。今回は、食品と飼料に関する規則を大幅に改正し、これまで以上に食品の安全対策を強化しようというもので、今年1月1日、この新しい規則が施行された。その内容は「食品衛生に関する包括的規則」「食品の微生物規格に関する規則」「食品と飼料の公的管理に関する規則」「飼料衛生規則」から構成されており、食品と飼料に関わるあらゆる事業従事者に第一義的な責任を負わせるという点を徹底させているようだ。食品産業のあらゆる部門で、自己監視プログラムとHACCP（危害分析重要管理点）の原則の適用が義務付けられており、更に、全ての食品業者の登録も義務づけられている。今後、輸入食品・飼料製品は、EU製品と同等の高い安全基準を満たさなければならなくなつた。

日本の食品安全行政の見直しに当たっては、単に部分的・対症療法的な改善にとどまることなく、真に食品の安全が確保される食品安全行政のあり方について提言できるようにしたい。その際には、「事業者の第一義的責任」のあり方についても検討する必要があるだろう。そのためにも、改めてEFSAの組織と考え方について学び、更に今回の大改正についてもしっかりと調査しておく必要があるのではないかと強く感じている。

もくじ

消団連とこのごろ	• • • p.1
第4回消費者団体交流会 北から南から消費者団体が集って	• • • p.2
アメリカ産牛肉輸入再々開にあたり、 厚労大臣と農水大臣、小売・外食産業の団体宛てに要望書を提出	• • • p.3
「独禁法における違反抑止制度の在り方」について、 消費者・市民の立場から意見を出しましょう。	• • • p.5
貸金業の金利引き下げ問題での検討状況について	• • • p.6
欧州消費者機構(BUEC)、栄養簡易表示方法への提言	• • • p.7
お知らせ・会員団体の活動紹介・編集後記	• • • p.8